

国立高度専門医療研究センターの
中期目標（案）について

中期目標・計画について

中期目標

主務大臣が独立行政法人に指示する、中期目標期間(3～5年)で法人が達成すべき業務運営に関する目標。その規定にあたっては、主務大臣は独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。(独立行政法人通則法第29条)

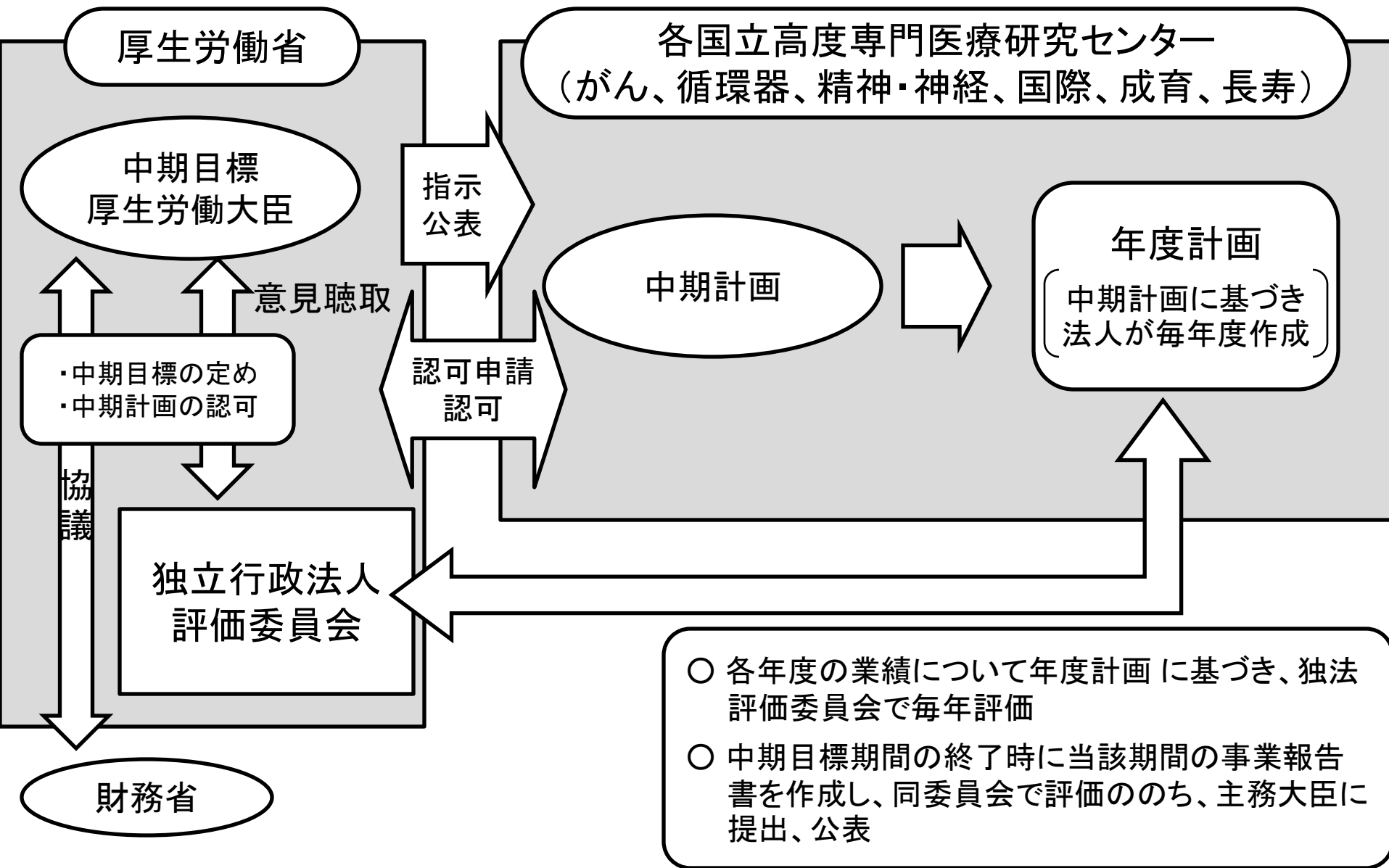
- ① 中期目標の期間
- ② 業務運営の効率化に関する事項
- ③ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

中期計画

独立行政法人が中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けるもの。その認可にあたっては、主務大臣は独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。(独立行政法人通則法第30条)

- ① 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑥ 剰余金の使途
- ⑦ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

国立高度専門医療研究センターの 中期目標・計画について



国立高度専門医療研究センターの中期目標（案）について

I. 基本的な考え方

- 国の科学技術政策・研究開発活動において、極めて重要な役割を果たす研究開発法人として、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携の推進や、治験等の臨床研究を円滑に実施するための基盤整備等を記載。
- また、国から独立行政法人に移行し、これまでのしがらみにとらわれることなく、センターとしてのミッションを効果的、効率的に果たせるよう、弾力的な組織人事運営、コンプライアンス体制の構築等を記載。

II. 具体的な項目

1. 前文及びサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- センターが国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出していくよう、前文に記載。
- 国内外の研究者と連携しつつ、「新成長戦略(基本方針)(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)」において求められている、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する基盤として、センター内の連携や、国内外の産業界、研究機関等との連携を要請。
- 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を求めるとともに、治験等臨床研究の実施に当たっては高い倫理性、透明性をもつよう、基盤を整備することを要請。
- 都道府県等の拠点医療機関の連携の推進とともに、患者・国民が正確な情報を入手できるよう、科学的根拠に基づく情報提供を要請。
- 具体的な研究成果については、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究

成果の内容とその水準を中期計画において明確化及び具体化することを要請。

- 新成長戦略において推進が求められている、革新的な医薬品、医療技術の研究開発について、難病に対する研究のような、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の推進を要請するとともに、数値目標を本項目に設定。

2. 業務の効率化及び財務内容の改善に関する事項

- 業務の質の向上を目指しつつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的な事務、事業の評価と、弾力的な組織再編を要請。
- 効率的な運営を図るため、給与水準の見直しや医薬品医療材料等購入費用の適正化、医業未収金対策、診療報酬請求事務の改善を要請。
- 競争性、透明性の高い契約等、コンプライアンス体制の構築を要請。
- 中期目標の期間における財務内容の改善や、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入、中・長期的に固定負債（長期借入金）の適正化等経営者の視点に立って、健全な運営に努めることを要請。

3. その他業務運営に関する重要事項

- 職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事に関して、年功序列を廃し、能力・実績本位の人材登用等を確立するよう努めることや、これまでの人事にとらわれない人材交流の促進等により、若い人が生き生き仕事できる環境の整備を要請。
- 「独立行政法人ガバナンス検討チーム」による議論や、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター理事長公募時に、理事長選定に際して求められている事項として取りまとめた、運営理念への取り組みを要請。

国立高度専門医療研究センターの中期目標・中期計画における問題点について

I. NC の独立行政法人化

- (1) NC は、独立行政法人ガバナンス検討チームにおける提言を受けて、独立行政法人制度改革の先駆けとなる取組みが求められている法人
- (2) NC のミッションを確実に達成させるために、
 - ① 研究・医療の機能強化、② 事務組織の改革によるガバナンスの強化が重要

II. 中期目標・中期計画における問題

独立行政法人は、総人件費改革や運営の効率化の取組みを行うこととし、具体的内容を中期目標、中期計画に定めることが求められているところ。

1：総人件費改革

(1) 独立行政法人全体の取組み

- 行政改革推進法や閣議決定に基づき、総人件費改革の取組みを実施

(参考) 行政改革推進法第53条第1項

独立行政法人の役職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降5年間で、平成17年度における額からその100分の5に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組まなければならない。

(2) NC の業務の特性

- ① 病院や研究を担う労働集約型法人の事業展開には、人員確保が重要。一律の人件費や人員削減では縮小均衡による事業展開となり、ミッションを達成することが厳しい状況
- ② NC の「高度先駆的医療の提供や世界をリードする研究の推進」というミッションの遂行には、相応しい機能強化や組織改革が重要

(3) 問題点

- NC のミッションを果たすための機能強化や独立行政法人改革の先駆けという位置付けから、行政改革推進法第53条等に基づく総人件費改革の取組みはどうか。

2：効率化係数、一般管理費、業務費

(1) 独立行政法人全体の取組み

- 運営費交付金に対する効率化係数、業務全般に係る一般管理費、業務費の削減を係数値として設定し、運営の効率化の目標として実施

(2) NC 運営の効率化

- 独立行政法人ガバナンス検討チームの提言を踏まえ、
 - ① 理事会の設置や執行役員会などガバナンスの強化
 - ② この仕組みをビルドインすることで、法人内部から厳しい経営改革など独立行政法人改革の先駆けとなる取組みを実施予定

(3) 「独立行政法人ガバナンス検討チーム取りまとめ（案）～NCのガバナンスのあり方について」中、2. 財務会計について

- 決算重視とするため、決算をベースとして評価し、翌々年度の予算に反映できる仕組みの確立が提言

(参考)「独立行政法人ガバナンス検討チーム取りまとめ（案）～NCのガバナンスのあり方について」（抜粋）

1. 財務会計について

(ウ) 提言12：予算に関する透明性を向上するために、国民にとって理解しやすく、決算との関係が明確となるよう、予算の組み立て方に関する検討チームを設置し、答申を出す。

- ① 予算偏重主義から脱却し、決算重視とするため、決算をベースとして評価し、翌々年度の予算に反映できる仕組みを確立。
- ② 決算との関係がわかりやすい予算の組み立てのあり方についての検討を行い、予算の作り方を示す。

(4) 問題点

- NC のミッション達成と運営の効率化を一体的に取組む体制の構築を目指す中で、効率化係数、一般管理費、業務費の削減係数を定め、運営の効率化の目標を課すことについてどう考えるべきか。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十七号・抄）

（国立高度専門医療センター特別会計の見直し）

第三十三条 国立高度専門医療センター特別会計は、平成二十二年度において廃止するものとする。

2 国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。

（独立行政法人等における人件費の削減）

第五十三条 独立行政法人等（独立行政法人（政令で定める法人を除く。）及び国立大学法人等をいう。次項において同じ。）は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組まなければならない。

2 独立行政法人等を所管する大臣は、独立行政法人等による前項の規定による人件費の削減の取組の状況について、独立行政法人通則法（国立大学法人等にあつては、国立大学法人法）の定めるところにより、的確な把握を行うものとする。

○国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定・抜粋）

1 国の行政機関の定員の5年5%以上の純減

国の行政機関の定員（平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。）332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で5%以上の純減を行う。具体的には（1）及び（2）により18,936人（5.7%）以上の純減を確保する。

2 重点事項別の取組等

上記1の純減を実施するため、次のとおり取り組む。このうち（1）及び（2）の事項別の業務見直し等の内容は、別紙のとおりとする。

（1）次の重点事項については、業務見直し及び定員管理により、次のそれぞれの目標数以上の純減を行う。

⑥国立高度専門医療センター関係

定員5,629人について、業務見直しにより5,600人程度を純減する。

（別紙）国立高度専門医療センター関係

①国立高度専門医療センターについて、今後ともナショナルセンターとしての機能を的確に果たせるよう、必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人とする。これにより、国立高度専門医療センター関係5,629人について、5,600人程度を純減する。

②以上のほか、次の見直しを行う。

－法人化後を含め、業務の効率化や債務返済計画等について検討し、必要な措置を講ずる。

－法人形態の検討に当たっては共通業務の合理化・効率化に留意するとともに、法人化後は、法人形態の如何を問わず中期目標の下で業務運営の効率化を図る。

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 について（平成18年7月7日閣議決定・抄）

（別紙）

公務員人件費・独立行政法人・公益法人

（Ⅱ．独立行政法人、公益法人）

○独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人の人件費については、既定の改革を確実に達成するとともに、国家公務員の取組を踏まえて、更に抑制する。また、個々の独立行政法人の業務等については、それぞれの政策分野の改革の中で厳しく見直す。

（１）人件費

①既定の改革の確実な達成

独立行政法人等について、既定の人件費改革（2010年度まで）を確実に達成し、これにより退職手当及び福利厚生費を含め着実に削減する。非常勤職員手当についても業務経費効率化の取組の中で抑制を図る。

②さらに、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を2011年度まで継続するとともに、官民給与の比較対象企業規模の見直しによる公務員給与改定を反映する。

（２）個々の独法の業務等については、業務内容の必要性・重要性、更なるコスト効率化、財務の自律性の向上等の観点から、各政策分野の改革の中で厳しく見直す。

国立高度専門医療研究センターの中期目標(案)及び中期計画(案)の概要

中 期 目 標	中 期 計 画
前文	前文
	※センターの使命、目的
第1 中期目標の期間	
平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間	
第2 業務の質の向上	第1 業務の質の向上
1. 研究・開発	1. 研究・開発
	※研究・開発に関する要点
(1)臨床を志向した研究・開発 ① センター内の連携強化 ② 産官学等との連携強化 ③ 企画・評価体制の整備 ④ 知的財産の管理強化及び活用推進	(1)臨床を志向した研究・開発 ① 研究所と病院との情報交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。 ② 「医療クラスター」の形成等、他機関との共同研究を推進する体制を整える。 ③ センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む)を企画し、評価していく体制を整備するとともに、研究を支援していく体制も充実させる。 ④ 効果的な知的財産の管理を強化するとともに、産業界との連携等により、知的財産の活用を推進する。
(2)病院における研究・開発 病院内で高い倫理性、透明性をもって臨床研究を実施するための基盤整備	(2)病院における研究・開発 ① 臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。 ② 倫理性・透明性を確保する観点から倫理審査委員会等を適正に運営するとともに、患者・家族に対して必要な説明及び情報開示を実施する。
(3)担当領域の研究・開発 別紙に示した研究・開発の推進	(3)担当領域の研究・開発 別紙1のとおり。
2. 医療の提供	2. 医療の提供
	※医療の提供に関する要点
・ 高度先駆的医療の提供 ・ 最新の科学的根拠に基づいた医療の提供	(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療 ① 高度先駆的な医療 センターの研究成果、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約し、高度先駆的な医療の提供を行う。 ② 最新の科学的根拠に基づいた医療 最新の知見に基づき、標準的な医療を提供するための診療体制を整える。

・ 患者・家族が医療者とともに治療を選択、決定できるよう支援 ・ チーム医療の推進 ・ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 ・ 医療安全管理体制の充実 ・ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 ・ その他医療政策の一環として実施する医療	(2)患者の視点に立った医療の提供 ① 患者の自己決定への支援 患者が治療の選択の自己決定を行うために必要な説明や情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努める。 ② 患者等参加型医療の推進 病態や治療に関わる問題について患者の理解を深めるための支援活動を推進する。 患者満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行い、診療内容や業務の改善に活用する。 ③ チーム医療の推進 多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。 ④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 他の医療機関等と連携し、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。 ⑤ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理の体制を整備し、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。 ⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。 (がん) 緩和医療及び療養生活の質向上 (循環器) 臓器移植 (精神・神経) 医療観察法、重症心身障害者 (国際) 救急医療、国際化に伴う医療 (成育) 子どもの心の診療、周産期医療 (長寿) 認知症、在宅医療支援、終末期医療
3. 人材育成	3. 人材育成
・ リーダーとして活躍できる人材の育成	(1)リーダーとして活躍できる人材の育成 研究・医療における専門家を養成するため、教育・指導内容の充実を図る。
・ モデル研修・講習の実施	(2)モデル的研修・講習の実施 我が国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習を実施する。
4. 医療の均てん化と情報の収集・発信	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信
・ ネットワークの構築	(1)ネットワーク構築の推進 情報交換、技術的助言等を通じ、全国の中核的医療機関等とのネットワークを構築する。
・ 情報の収集及び発信	(2)情報の収集及び発信 国内外の知見を収集・評価し、国民向け・医療機関向けに、科学的根拠に基づく最新の診断・治療情報等の提供を行う。
5. 国への政策提言	5. 国への政策提言
・ 科学的見地からの専門的な提言	担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言

	を行う。
6. その他	6. その他
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応	(1)公衆衛生上の重大な危害への対応 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国等の要請に対して迅速かつ適切な対応を行う。
(2)国際貢献	(2)国際貢献 研究成果の諸外国への発表、外国人研究者等の受入れ、技術支援等、我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。
(3)HIV・エイズ ※国際医療研究センターのみ	(3)HIV・エイズ 薬害被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズに関し、診断・治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進める。
(4)看護に関する教育及び研究 ※国際医療研究センターのみ	(4)看護に関する教育及び研究 看護に関する教育の充実、質の高い学生等の確保、看護研究活動の推進を図る。
第3 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化
1. 効率的な業務運営	1. 効率的な業務運営
- 定期的な事務及び事業の評価 - 役割分担の明確化及び職員の適正配置 - 弾力的な組織の再編及び構築	(1)効率的な業務運営体制 組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。 ① 副院長複数制の導入 ② 事務部門の改革
- センターの効率的な運営 ① 適切な給与体系 ② 医薬品医療材料等の購入費用の節減 ③ 医業未収金の発生防止及び徴収改善並びに診療	(2)効率化による収支改善 5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組む。 ① 給与制度の適正化 給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の水準等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。 ② 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法の見直しにより、材料費率の抑制に努める。 ③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間において、一般管理費率(人件費、退職給付費用等を除く。)の抑制に努める。 ④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。 ⑤ 収入の確保

報酬請求業務の改善	平成 21 年度に比して医業未収金比率の縮減に取り組む。 院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。
2. 電子化の推進	2. 電子化の推進
- 電子化の推進による業務の効率化 - 情報セキュリティの向上	(1) 電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。
	(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施 財務会計システムを導入し、月次決算により財務状況を把握するとともに経営改善に努める。
3. 内部統制	3. 内部統制
- 内部統制の構築 - 適正な契約業務	法令遵守等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。
第4 財務内容の改善	第3 予算、収支計画及び資金計画
1. 自己収入の増加	1. 自己収入の増加
運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。
2. 資産及び負債の管理	2. 資産及び負債の管理
固定負債を償還確実性が確保できる範囲とし、中・長期的に適正化	中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予 算 別紙 2 (2) 収支計画 別紙 3 (3) 資金計画 別紙 4
	第4 短期借入金の限度額
	1. 限度額 〇〇〇〇〇〇百万円
	2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画
	なし
	第6 剰余金の使途
	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。

第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備	1. 施設・設備整備
機能の維持向上、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案した計画的な整備	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。
2. 人事の最適化	2. 人事システムの最適化
- 人事評価を適切に行うシステムの構築 - 女性の働きやすい環境の整備 - 非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進	職員が業務で発揮した能力等を評価し給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用により優秀な人材の定着を図る。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師が本来の役割を発揮できるよう医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職場環境の整備に努める。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築する。
	3. 人事に関する方針
	(1)方針 医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。
	(2)指標 センターの平成22年度期首における職員数を○, ○○○人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。 特に、技能職については、外部委託の推進に努める。 (参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み ○○○○百万円
3. その他の事項	4. その他の事項
- ミッション実現のためのアクションプランの策定 - アクションプラン及びセンターの成果の情報開示 - 職員の意見の聴取	センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立てる。 アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うよう努める。 ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。

別紙	別紙1
担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方
	※達成すべき研究成果の内容及び水準(総論)
2. 具体的方針	2. 具体的方針
(1)疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 ② 疾患の実態把握 ③ 予防、診断、治療法の開発 - 高度先駆的な予防、診断、治療法の開発 - 標準的予防、診断、治療法の確立 - バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析 ④ 医薬品及び医療機器の開発 - 新成長戦略の趣旨を踏まえた医薬品、医療機器の治験 - 国内未承認の医薬品、医療機器の治験 - 臨床研究及び治験の実施件数の増加	(1)疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。 ② 疾患の実態把握 疾病の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移を把握する疫学研究を推進する。 ③ 予防、診断、治療法の開発 高度先駆的な予防法、早期診断技術、治療法の開発に資する研究を推進する。 既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。 バイオリソースや臨床情報の収集とその解析を推進する。 ④ 医薬品及び医療機器の開発 研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)の実現を目指す。 海外では有効性と安全性が検証されているが国内未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。 平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究及び治験実施件数の合計数〇%以上の増加を目指す。
(2)均てん化に着目した研究 ① 均てん化手法の開発 ② 情報発信手法の開発	(2)均てん化に着目した研究 ① 均てん化手法の開発 診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要な研究を推進する。 系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施する。 ② 情報発信手法の開発 広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。
(3)国際保健医療協力 ※国際医療研究センターのみ ① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究	(3)国際保健医療協力に関する研究

② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究	国際保健動向の情報収集・分析を効果的に行うとともに、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、開発途上国における感染症制御に必要なシステム等に関する研究や、国際保健にかかる国内外の人材育成に必要な研究を実施する。 国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。
------------------------	---

別紙2	
中期計画(平成 22 年度から平成 26 年度)の予算	

別紙3	
中期計画(平成 22 年度から平成 26 年度)の収支計画	

別紙4	
中期計画(平成 22 年度から平成 26 年度)の資金計画	

別紙5	
医療機器整備・建物整備に関する計画	

(参考)

総人件費改革等について

従来の取扱いを適用した場合、

(1) 平成22年度、平成23年度において、2%以上の総人件費の削減

がんセンター	人件費総額	9, 924百万円(21年度見込)	<u>△2% : 198百万円</u>
循環器病センター	人件費総額	6, 761百万円(21年度見込)	<u>△2% : 135百万円</u>
精神・神経センター	人件費総額	4, 300百万円(21年度見込)	<u>△2% : 86百万円</u>
国際医療センター	人件費総額	10, 647百万円(21年度見込)	<u>△2% : 213百万円</u>
成育医療センター	人件費総額	5, 647百万円(21年度見込)	<u>△2% : 113百万円</u>
長寿医療センター	人件費総額	2, 861百万円(21年度見込)	<u>△2% : 57百万円</u>

※人件費総額には、非常勤職員給与、退職手当、共済組合負担金は含まない。

(2) 運営交付金に効率化係数を設定(1~2%程度)

(例) 国立病院機構の場合 (中期目標の期間 第1期 : H16.4 ~ H21.3 第2期 : H21.4 ~ H26.3)

第1期 交付金全額に対し前年度比△1%

第2期 政策的経費は前年度比△1%、過去債務清算経費は前年度比△2%

がんセンター	交付金総額	8, 803百万円(22年度)	<u>△1% : 88百万円 (5年間累計 : 440百万円)</u>
循環器病センター	交付金総額	5, 902百万円(22年度)	<u>△1% : 59百万円 (5年間累計 : 295百万円)</u>
精神・神経センター	交付金総額	4, 595百万円(22年度)	<u>△1% : 46百万円 (5年間累計 : 230百万円)</u>
国際医療センター	交付金総額	8, 455百万円(22年度)	<u>△1% : 85百万円 (5年間累計 : 425百万円)</u>
成育医療センター	交付金総額	5, 008百万円(22年度)	<u>△1% : 50百万円 (5年間累計 : 250百万円)</u>
長寿医療センター	交付金総額	3, 459百万円(22年度)	<u>△1% : 35百万円 (5年間累計 : 175百万円)</u>

(3) 一般管理費の削減目標を設定(5年で15%)

(例) 国立病院機構の場合

第1期 平成15年度に比し、最終年度において15%以上節減(退職給付費用等を除く。)

第2期 平成20年度に比し、最終年度において15%以上節減(人件費を除く。)

各ナショナルセンターの平成21年度の一般管理費は現在精査中。